

○国土交通省告示第七百四十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第二項第五号の規定に基づき、同項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。

令和元年十一月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築士法第四条第二項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において、令和元年国土交通省告示第七百四十六号の第一第一号又は第二号に規定する科目（単位の計算方法は大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとする。次号において同じ。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を三年以上有する者

二 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、令和元年国土交通省告示第七百四十七号の第一第一号又は第二号に規定する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

三 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、令和元年国土交通省告示第七百四十七号の第一一号又は第二号に規定する科目（単位の計算方法は、同法による短期大学を卒業した者については短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者については専門職大学設置基準の規定の例によるものとする。）を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、その卒業後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後）建築実務の経験を四年以上有する者

四 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であるものに限る。）において令和元年国土交通省告示第七百四十五号の第一一号又は第二号に規定する科目（単位の計算方法は専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとする。次号及び第六号において同じ。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を二年以上有する者

五 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であるものに限る。）において令和元年国土交通省告示第七百四十六号の第一一号又は第二号に規定する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

六 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であるものに限る。）において令和

元年国土交通省告示第七百四十七号の第一第一号又は第二号に規定する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を四年以上有する者

七 学校教育法による各種学校（同法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれらに準ずる学校を卒業した者を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）において、令和元年国土交通省告示第七百四十七号の第一第一号又は第二号に規定する科目（単位の計算は専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を四年以上有する者

八 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校（以下「防衛大学校」という。）又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発総合大学校」という。）の総合課程若しくは同法による職業能力開発大学校（以下「職業能力開発大学校」という。）の応用課程において、令和元年国土交通省告示第七百四十五号の第一第一号又は第二号に規定する科目（単位の計算は大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。次号において同じ。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を二年以上有する者

九 防衛大学校又は職業能力開発総合大学校の総合課程若しくは職業能力開発大学校の応用課程において、令和元年国土交通省告示第七百四十六号の第一第一号又は第二号に規定する科目を修めて卒

業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

十 防衛大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校（以下「職業能力開発短期大学校」という。）において、令和元年国土交通省告示第七百四十七号の第一一号又は第二号に規定する科目（単位の計算は、防衛大学校、職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

十一 建築設備士として建築実務の経験を三年以上有する者

十二 平成二十四年国土交通省告示第千八百八十七号による改正前の平成二十年国土交通省告示第七百四十五号第八号又は第九号（以下この号において「旧平成二十年告示第八号等」という。）に掲げる課程（職業能力開発総合大学校の長期課程又は応用課程に限る。）を修めて卒業し、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧平成二十年告示第八号等に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

十三 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（以下「平成十八年改正法施行日」という。）前に昭和五十六年建設省告示第九百九十号（以下「昭和五十六年告示」という。）第一号から第十七号に掲げる課程を修めて卒業し又は同告示第十八号若しくは第十九

号に掲げる検定に合格し、建築実務の経験をこれらの課程又は検定の種類に応じてそれぞれ昭和五十六年告示第一号から第十七号又は第十八号若しくは第十九号（以下この号において「昭和五十六年告示第一号等」という。）に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成十八年改正法施行日以後に平成十八年改正法施行日以前の建築に関する実務の経験年数と平成十八年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程又は検定の種類に応じてそれぞれ昭和五十六年告示第一号等に定める年数以上有することとなる者

十四 平成十八年改正法施行日前から引き続き昭和五十六年告示第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第十号又は第十一号（以下この号において「昭和五十六年告示第一号等」という。）に掲げる課程に在学する者で、平成十八年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和五十六年告示第一号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

十五 平成十八年改正法施行日前に四年に満たない年数の建築実務の経験を有する建築設備士である者で、平成十八年改正法施行日以後に平成十八年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成十八年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせて四年以上有することとなる者

十六 前各号に掲げる者のほか国土交通大臣が建築士法第四条第二項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

この告示は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。